

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月19日（令和6年（行情）諮問第1410号）

答申日：令和8年7月3日（令和8年度（行情）答申第312号）

事件名：自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる74文書（以下、順に「文書1」ないし「文書74」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月16日付け防官文第2417号及び令和6年9月27日付け同第22216号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

アないしカ （略）

（2）原処分2関係

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 2 月 16 日付け防官文第 2417 号により、文書 1 について、原処分 1 を行った後、令和 6 年 9 月 27 日付け防官文第 22216 号により、文書 2 ないし文書 74 について、法 5 条 5 号に該当する部分を不開示とする原処分 2 を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、各審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年 9 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 5 号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (6) (略)

(7) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 5 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) (略)

(11) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------------|--------------------|
| ① | 令和 6 年 12 月 19 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和 7 年 1 月 17 日 | 審議 |
| ④ | 令和 8 年 2 月 13 日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本 |

件対象文書の見分及び審議

- ⑤ 同年４月１７日 審議
- ⑥ 同年５月２９日 審議
- ⑦ 同年６月２６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

- (１) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「自衛隊法８４条の４についての「検討」（「防衛大臣記者会見」日時：令和３年１２月１４日）」と記載の上、令和３年１２月１４日の防衛大臣記者会見の概要が掲載されているホームページの写しが添付されていたことから、上記会見において言及されている自衛隊法８４条の４についての検討に係る文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、在外邦人等の輸送に関する自衛隊法８４条の４についての検討に係る文書であり、防衛省防衛政策局運用政策課において保有している文書である。

ウ 本件開示請求時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は、作成・取得しておらず、保有もしていない。

エ 本件審査請求を受け、防衛省防衛政策局運用政策課の執務室の机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (２) これを検討するに、当審査会において、本件開示請求書（写し）を確認した結果を踏まえると、本件対象文書は、本件開示請求文言及び本件開示請求書に添付された令和３年１２月１４日の防衛大臣記者会見の内容等が掲載されているホームページの写しを踏まえ、上記記者会見で言及されている自衛隊法８４条の４に関する検討に係る文書として特定し

たものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（１）アないしウ及び上記第３の３（９）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（１）エの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２（別表）のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）①文書２の不開示部分には、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案の関係者に対する説明資料として、当該法案に関する検討途上の内容が、②その余の文書の不開示部分には、内閣法制局による当該法案の審査段階における内閣法制局、防衛省・自衛隊及び外務省による検討途上の内容等が、それぞれ記載されていると認められる。

（２）当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は次のとおり補足して説明する。

当該不開示部分を公にすることにより、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、未成熟な検討内容や検討過程が明らかとなり、当該論点に対する政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

（３）検討

ア これを検討するに、当該不開示部分には、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、政府の考え方、将来の方針等に関する未成熟な検討内容や、防衛省、内閣法制局等における検討過程が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分は、これを公にすると、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、未成熟な検討内容や検討過程が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記（２）の諮問庁の説明は否定することまではできない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法５条５号に該当し、不開示とし

たことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1（本件請求文書）

自衛隊法第 84 条の 4 についての「検討」（「防衛大臣記者会見」日時：令和 3 年 12 月 14 日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

【裏面（略）をご参照下さい】

別紙 2（本件対象文書）

- 文書 1 【参考】自衛隊法の規定
- 文書 2 説明のアウトライン
- 文書 3 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）
- 文書 4 【防衛省】改め案文（在外邦人等輸送）
- 文書 5 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）
- 文書 6 参事官 1 読記録（R 2. 10. 6）
- 文書 7 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（差し替え）
- 文書 8 【防衛省】改め案文（在外邦人等輸送）（修正）
- 文書 9 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（追加）
- 文書 10 部長 1 読記録（R 2. 10. 7）
- 文書 11 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（R 3. 10. 11）
- 文書 12 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）__みえけし（R 3. 10. 11）
- 文書 13 参事官 2 読記録（R 2. 10. 11）
- 文書 14 【防衛省】説明資料別紙（R 3. 10. 13）
- 文書 15 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消し（R 3. 10. 13）
- 文書 16 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（溶け込み）（R 3. 10. 13）
- 文書 17 自衛隊法 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について（課内用）
- 文書 18 法制局へ提出する整理紙の概要について（メモ）
- 文書 19 隊法 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）に関する法制局 2 部長からのコメント
- 文書 20 部長 2 読デブリ記録
- 文書 21 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）__修正
- 文書 22 【防衛省】説明資料（R 3. 10. 27）
- 文書 23 参事官 4 読記録
- 文書 24 参事官 4 読概要
- 文書 25 塩野宏「行政法Ⅲ 第 5 版」抜粋（独立行政法人について）
- 文書 26 我が国として外国人を輸送する必要性について
- 文書 27 【局長了】自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について
- 文書 28 【印刷用】自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について（文字大きめ 1 枚紙）
- 文書 29 自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について（部長・長官ご説明用）

- 文書 3 0 【防衛省】自衛隊法第 8 4 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について
- 文書 3 1 【防衛省】説明資料（R 3. 1 1. 1 1）
- 文書 3 2 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（再修正）
- 文書 3 3 部長 3 読デブリ記録
- 文書 3 4 部長 3 読概要（省内報告用）
- 文書 3 5 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消し（R 3. 1 1. 1 5）
- 文書 3 6 【防衛省】自衛隊法第 8 4 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について
- 文書 3 7 部長 3 読デブリ記録 r
- 文書 3 8 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消し（R 3. 1 1. 1 8）
- 文書 3 9 2 部長往訪メモ（次官コメント入り）
- 文書 4 0 2 部長往訪メモ
- 文書 4 1 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲について①
- 文書 4 2 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）
- 文書 4 3 特殊法人一覧（総務省 H P より）
- 文書 4 4 独立行政法人一覧（総務省 H P より）
- 文書 4 5 【運政課確認済】参事官記録
- 文書 4 6 アフガン事例を踏まえた自衛隊法改正の検討状況について
- 文書 4 7 国民と同視できる外国人の範囲について
- 文書 4 8 「職員」（有斐閣法律用語辞典第 2 版より抜粋）
- 文書 4 9 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（修正）
- 文書 5 0 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲について②
- 文書 5 1 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）①
- 文書 5 2 【外務省】調整資料
- 文書 5 3 手持ち：J I C A 現地職員関連の規定
- 文書 5 4 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲について③
- 文書 5 5 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（再修正）
- 文書 5 6 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）②
- 文書 5 7 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲について④
- 文書 5 8 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）③
- 文書 5 9 【防衛省・外務省】夕刻 想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）

- 文書 6 0 (次長・長官 2 読用) 【下三分の一】 (とけこみ) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要 (外国人輸送反映)
- 文書 6 1 (次長・長官 2 読用) 【下三分の一】 (見えけし) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要 (外国人輸送反映)
- 文書 6 2 (次長・長官 2 読用) 【逐条解説】 (とけ込み) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 3 (次長・長官 2 読用) 【逐条解説】 (見え消し) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 4 (次長・長官 2 読用) 見えけし 【新旧】 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 5 (次長・長官 2 読用) 【用例集】 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 6 【防衛省・外務省】 新旧対照表 (在外邦人等輸送) 一部長了版 (読点追加)
- 文書 6 7 安全規定について (メモ)
- 文書 6 8 【合議用】 政府又は独立行政法人で勤務する外国人について
- 文書 6 9 外国人の就官能力
- 文書 7 0 調整資料
- 文書 7 1 国家公務員法コンメンタール
- 文書 7 2 当然の法理主意書
- 文書 7 3 独立行政法人の外国人について
- 文書 7 4 国家公務員法 2 条 7 項

別表（不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
文書 3	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 4	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 6	1 枚目の一部及び 2 枚目の全部	
文書 7	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 8	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 9	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 0	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2	1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 5	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 6	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 8	1 枚目の一部	
文書 1 9	1 枚目の一部	
文書 2 0	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ	

	一部	
文書 2 1	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3	1 枚目の一部及び 2 枚目の全部	
文書 2 4	1 枚目の一部	
文書 2 6	1 枚目の一部	
文書 2 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 1	1 枚目、2 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 2	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれの一部	
文書 3 3	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 4	1 枚目の一部	
文書 3 5	1 枚目、2 枚目及び 6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 6	1 枚目の一部	
文書 3 7	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 8	1 枚目ないし 3 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 9	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 0	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 2	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ	

	一部	
文書 4 5	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 9	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 0	1 枚目ないし 3 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 1	1 枚目の一部	
文書 5 2	1 枚目の一部	
文書 5 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 0	1 枚目の一部	
文書 6 1	1 枚目の一部	
文書 6 2	1 枚目及び 1 7 枚目ないし 4 0 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 3	1 枚目及び 1 7 枚目ないし 4 0 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 4	3 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 5	1 枚目、2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 7 0	1 枚目の全部	
文書 7 3	1 枚目の一部	